

京都総合法律事務所メールマガジン 2020年5月号

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

★新型コロナ対策★

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

もうコロナのない世界には戻れません。

緩むと一気に狙われます。

感染防止の3つの基本は、

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

です。

「3密空間」にいる感染者は、いない感染者よりも18.7倍も感染させやすいとの情報があります。

密閉・密集・密接の3密から逃げてください！

新しい生活様式を無意識レベルまで刷り込むため、無意識厚生労働省が示している実践例をプリントアウトし、目に入るところに貼っておきましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627771.jpg>

また、引き続き、

- ・正しい手洗い
- ・3つの咳エチケット
- ・正しいマスクの着用
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
- ・発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨
- ・テレワークや時差出勤の推進

を励行してください。

お手洗いのドアもしくは洗面台の近くにこちらのポスターを貼りましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

引き続き最大の危機管理対応をお願いします！

◆第10位◆

まずは、いつもどおり、厚労省の「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」を確認しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

「ここにこう書いているけど、具体的にどうしたら良いの？」という疑問は、私達にご相談ください。

生き残るために一緒に考えます。

◆第9位◆

経産省が、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント(Q & A 解説)」を公表しました。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/teleworkqa_20200507.pdf

この解説では、主に、不正競争防止法上の「営業秘密の保護」の観点から、企業の秘密情報を適切に守りながら、テレワークを実施していく上でのポイントがまとめられています。不正競争防止法における「営業秘密」を不正に取得したり使用したりした場合、営業上の利益を侵害された者からの差止め、損害賠償請求などの民事救済措置のほか、侵害行為を行った者に対する刑事的措置（懲役刑・罰金刑）を受けるおそれがあります。

Q まずは、どのような対応から始めたらよいのでしょうか。

A テレワークへの切り替えにあたって、改めて、秘密情報の管理の態様や諸規程の整備状況を確認し、必要に応じて見直しを図ることが有用と考えられます。

具体的には…

◆第8位◆

特許庁は、知的財産活動に取り組み、経営に生かしている中小企業 20 事例を紹介した事例集「Rights」を刊行しました。

https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyuu_jirei2020.html

「その価値を、どう使うか」というサブタイトルにあるように、知財を単に権利として取得して終わりではなく、どう生かすという思いが込められています。

知的財産にどのように取り組めばよいのか迷っているとき、新たな取組に挑戦するとき等のヒントとしてご活用ください。

京都総合法律事務所では、知的財産セミナー「経営者が知っておきたい著作権」を実施します。

日時：6月25日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

<http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/>

※オンライン対応を予定しております。

◆第7位◆

経団連が、

- ・オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
 - ・製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
- を公表しました。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>

項目は、

- (1) 感染予防対策の体制
- (2) 健康確保
- (3) 通勤
- (4) 勤務
- (5) 休憩・休息スペース
- (6) トイレ
- (7) 設備・器具
- (8) オフィス・事業場への立ち入り
- (9) 従業員に対する感染防止策の啓発等
- (10) 感染者が確認された場合の対応
- (11) その他

です。

全国銀行協会の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news320514.pdf>

や

日本証券業協会の「証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

<http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronagl.pdf>

も同じ項目で整理されています。

職場におけるコロナ対策はこの項目をベースに考えると整理しやすいと思います。

◆第6位◆

東京商工リサーチによると、2020年4月の全国企業の倒産件数は743件（8カ月連続で増加）、「新型コロナウイルス」関連倒産が71件発生とのことです。

<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202004.html>

京都府は、20件、負債総額9億1600万円です。

大阪（89件、266億8300万円）、滋賀（10件、57億7300万円）、兵庫（43件、61億2400万円）と比較すると、京都は踏ん張っている様子が見られます。

なお、帝国データバンクによると、倒産件数は758件、8カ月連続の前年同月比増加、負債総額は1614億6700万円、2カ月連続の前年同月比増加とのことです。

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2004.html>

京都総合法律事務所では破産や民事再生を多く手掛けています。

リンク先の関連ページには、基礎知識や典型的なご相談、業種別の破産手続等をまとめましたので、ご覧いただければ幸いです。

<http://kyotosogo-law.com/kaisyahasan/>

◆第5位◆

健康増進法により、健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をすることは禁じられています。

しかしながら、違反事例が後を絶たないため、消費者庁は、ロボット型全文検索システムを用いて、検索キーワードによる無作為検索の上、検索された商品のサイトを目視により確認し、改善を指示しています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200511_0001.pdf

令和2年1月から3月までの期間におけるインターネットでの健康食品等の虚偽・誇大表示の監視の結果、健康食品等を販売している44事業者による65商品の表示について、改善を要請するとともに、当該事業者がショッピングモールに出店している場合には、出店するショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を要請しました。例えば、「がん」、「糖尿病」、「PMS」、「花粉症」、「インフルエンザ」等の疾病の治療又は予防を目的とする効果があるかのような表現が問題とされています。

◆第4位◆

携帯型の空間除菌用品の販売事業者5社に対する行政指導も行われました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200515_02.pdf

消費者庁は、携帯型の空間除菌用品（二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする商品であって、首に下げるなどして使用するものをいう。）の表示に関し、景品表示法に違反（同法第5条第1号（優良誤認表示）に該当）するおそれがあることから、5事業者に対し、再発防止等の指導を行いました。

また、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を行いました。

問題となった表示は、

- ・ 身につけるだけで、空間のウイルスを除去
- ・ 身につけるだけで1?の空間除菌
- ・ 携帯することで、オフィスや会議室などで除菌・消臭できます
- ・ 通勤時の予防として、除菌・消臭いたします

・ 電車やバスの中、各種施設の中などで、空間に浮遊するウイルス・菌・臭いを除去します
というものです。

◆第3位◆

指用洗浄ジェルに対する景品表示法違反もあります。

消費者庁は、A社が販売する「ハンドクリーンジェル（300mL）」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200519_01.pdf.pdf

「ハンドクリーンジェル Hand Cleaning Gel 手指用洗浄ジェル アルコール71%配合」

と表示していましたが、実際のアルコールの配合割合は、71パーセントを大幅に下回るものでした。

コロナ対策は商機ですが、他方で様々な広告規制があります。

規制に引っかかると後が大変です。

販促活動の失敗を防ぎ、せつかくの商機を確実に捉えるため、広告に際してはぜひ京都総合法律事務所にご相談ください。

広告規制についてもオンラインセミナーの実施を検討しています。

◆第2位◆

今月は株主総会対応がホットです。

どうしたら良いの？と悩んだ場合には、まずの法務省のアナウンスをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

一般社団法人信託協会の「新型コロナウイルス感染症の影響による株主総会対応について」も参考になります。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/018/202005/20200514.pdf>

また、国内の動向については、東証の「2020年3月期の定時株主総会の動向」をご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/news/1021/nlsgeu000004pocj-att/20200501.pdf>

【抜粋】

- ・集中日
6月26日（金）
- ・特定日への集中割合
33.2%（前年より2.3ポイント増加）
- ・最集中日の属する週の集中割合
82.4%（前年より12.4ポイント増加）
- ・定時株主総会の延期に伴う基準日の変更を「検討」している会社
39社（7.0%）
- ・実際に変更を「決議」した会社
9社（4月30日時点）
- ・継続会の開催を「検討」している会社
85社（15.3%）（基準日の変更と継続会の双方を検討対象している会社34社を含む。）
- ・招集通知の発送を総会の3週間（中15営業日）以上前に予定している会社の割合
前年より3.8ポイント低下し、19.5%（347社）
- ・自社ウェブサイト等における招集通知の公表を、総会の3週間（中15営業日）以上前に予定している会社の割合
前年（69.1%）とほぼ同水準の68.3%（1,200社）

◆第1位◆

株主総会の実践例をご紹介します。

- ・ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

経産省が策定した実施ガイドは次のとおりです。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

実践例は次のとおりです

<http://www.capcom.co.jp/ir/news/html/200519.html>

- ・定時株主総会会場の変更、入場制限等の実践例

https://www.broccoli.co.jp/company/inc/data/pdf/pr/200518_pr.pdf

事前登録制により14名に制限しました。

- ・継続会

金融庁、法務省、経産省が「継続会（会社法317条）について」を公表しました。

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

継続会について、「未曾有の危機により、従業員や監査に従事する者を感染リスクにさらすことなく計算書類を確定することができない中であって、剰余金の配当の基準日が3月末日とされている場合におけるその基準日株主に対する配慮、経営体制を刷新していく必要性等多様な利害関係者の利益や質の高い監査を確保するために、採用されるものである。」と示し、

- 1 継続会開催の決定
- 2 取締役及び監査役の選任
- 3 剰余金の配当
- 4 合理的期間
- 5 事務遂行の在り方

について言及されています。

実践例は次のとおりです。

http://www.chuo-build.co.jp/topics/20200518_keizokukai.pdf

京都総合法律事務所では、バーチャル総会、ハイブリッド総会、継続会についても様々なごサポートが可能ですので、ぜひご相談ください。

【2】セミナー案内

2020年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。

現在、オンライン対応準備中です。

ぜひご期待ください。

① 経営者が知っておきたい著作権

日時：6月25日（木）16時～18時

講師：弁護士・弁理士 拾井美香

<http://kyotosogo-law.com/ceoseminar/>

☆オンライン対応予定です。

② 新型コロナウイルス対策 緊急オンラインセミナー

・休業手当を支払う対象と期間

日時：6月10日（水）16時～17時 / 6月16日（火）14時～15時

・労働契約の終了（内定取消、整理解雇）

日時：7月8日（水）16時～17時 / 7月20日（月）14時～15時

- ・テレワーク導入における労働時間管理と残業代の支払い
日時：8月4日（火）16時～17時 / 8月27日（木）14時～15時

- ・講師
京都総合法律事務所 弁護士 伊山 正和

「休業手当を支払う線引き・タイミングはどう判断すればよいのか？」
「今回のような有事の際に内定取消や整理解雇を行ううえで留意すべきことはあるか？」
「テレワークを導入したいが、労働時間管理や残業代の支払いはどうすればよいか？」
経営者側の当事務所には、特に非常事態宣言が発出されて以降、経営者さまから多くのご相談が寄せられています。

そのような皆様の疑問や不安を解決するため、こちらのご案内をご覧いただいている方を対象に、緊急オンラインセミナーを開催いたします。

詳しくは添付のPDFまたは下記URLをご覧ください。

<http://kyotosogo-law.com/online-seminar-covid-19/>

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.7 を発行しました。

- ・5年前の残業代の請求を受ける時代の到来（後半）
 - ・改正民法が施行されました！
 - ・改正民事執行法が施行されました！
 - ・家族信託を活用した認知症等による財産凍結リスク回避策
- 添付のPDFをご覧ください。

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2020年5月号、いかがでしたでしょうか？

緊急事態宣言が解除されてもコロナウイルスが消滅したわけではありません。

ワクチンも開発されておらず、特効薬也没有ありません。

我々にできることは自衛と共存です。

大切なことですので、経営者にしかできないことをおさらいしておきましょう。

<経営者しかできないこと>

- ① 自分も含めて誰かが罹患することを前提にし、そうなっても大丈夫な職場環境を整えること
- ② 従業員や取引先も含めた大局的な見地から、できる限り多くが生き残る方策を考えること
- ③ 周囲を鼓舞すること（精神論に頼ることは好きではありませんが、心技体は三位一体です。）

台湾やニュージーランドほどではないものの、幸い日本も一定程度コロナ対策に成功しています。

これは皆が手洗い・マスク・3密回避を頑張っているからだと思います。

ご飯を食べる前にいただきますと言うように、道端にゴミを捨てないのと同じように、新しい生活様式が日常に溶け込むことを期待します。

先月号で予告したとおり「道三ロス」になっているところですが、止まっているわけにもいきませんので、Kindle Unlimited で松下幸之助翁の「素直な心になるために」を読み始めました。

昭和51年の著書ですが、

「今日のわが国においては、お互いが自己の利害や立場にとらわれて、何かにつけて自己中心的な考え方や行動に走りがちであるとか、また他の人びとの存在を無視してふるまったり、罪を犯してもケロリとしているとかいったように、社会の各面において心の貧困、荒廃の姿が見られます。」

と指摘されておられます。

50年近く経った今も状況は改善せず、むしろ悪くなっているように感じられますので、自己中心的であることは人間の本性であると受け止めざるを得ないのではないかと悲しくなりますが、自戒もこめ、この本を読み進めて、「素直な心」に近づきたいと思います。

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>